

子どもの未来応援

支援制度・相談窓口 ハンドブック

生活に困った時の支援制度
や相談窓口などをご紹介します。
ひとりで悩まず、お気軽に
ご相談ください。



©2015秋田県んだっチH290248

秋 田 県

目 次

●教育や子育ての支援	
保育料等助成	1
就学援助	1
高等学校等就学支援金	2
高校生等奨学給付金	2
奨学金	3
奨学金返還助成	4
子ども・子育てなどの相談窓口	5
●ひとり親家庭への支援	
秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター	6
母子父子寡婦福祉資金	8
母子家庭等自立支援給付金	11
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（返還免除付き）	12
母子生活支援施設	12
家計相談支援	13
児童扶養手当	14
母子・父子自立支援員	14
ひとり親家庭等住宅整備資金	14
●仕事や介護に関する支援	
ハローワーク	15
地域包括支援センター	15
●生活や資金貸付などの支援	
生活困窮者自立支援	16
生活福祉資金	18
市町村社会福祉協議会の貸付	20
保育士修学資金（返還免除付き）	22
介護福祉士修学資金（返還免除付き）	22
生活保護	23
●住居に関する支援〔公営住宅〕	
県営住宅	24
市町村公営住宅	25
●相談窓口	
ひとり親家庭支援担当	26
生活困窮者自立相談支援機関	27
福祉事務所（生活保護制度）	28
市町村社会福祉協議会	29

○保育料等助成

就学前の子どもさんがいるご家庭を経済的に支援します。

保育料助成（すこやか子育て支援事業）

県と各市町村が協力し、保育料等の助成を行っています。

◆助成内容

- ①対象年齢 0歳～就学前まで
- ②出生順位 第1子から
- ③対象施設 認可保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等
- ④所得制限 幼稚園・・・世帯収入約680万円まで
保育所・・・世帯収入約640万円まで
- ⑤助成割合 ・市町村民税所得割課税額に応じ、1/2または1/4
・ひとり親家庭は一律1/2
・平成28年4月2日以降に第3子以降が生まれた世帯の第2子以降の保育料を全額助成
・平成30年4月2日以降に生まれた第2子の保育料を全額助成
・平成30年4月2日以降に第3子以降が生まれた世帯について、④の所得制限を一部緩和し、第2子以降の保育料を1/2助成



※市町村によっては、独自に上乗せして助成を実施している場合がありますので、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 市町村保育料助成担当

一時預かり等の助成（子育てファミリー支援事業）

平成30年4月2日以降に第3子が出生し、小学校入学前の子どもを養育している世帯を対象に、一時預かり等子育ての各種サービス利用料を助成します。

◆助成内容

- ①金額 1世帯あたり15,000円（年上限額）
- ②対象サービス お住まいの市町村内で実施している一時預かり、病児保育、ショートステイ、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターなど

※助成の対象となるサービスや詳しい手続きについては、お住まいの市町村ごとに異なりますので、市町村窓口におたずねのうえご利用ください。

【問い合わせ先】 市町村子育てファミリー支援事業担当

○就学援助

小学生、中学生の子どもさんがいるご家庭の援助制度です。

就学援助

各市町村では、経済的な理由により就学が困難と認められる小学生、中学生の保護者に対して、学用品費や給食費、修学旅行費などの費用の一部を援助しています。

詳しくはお住まいの市町村教育委員会へお問い合わせください。

【問い合わせ先】 市町村教育委員会

○高等学校等就学支援金

公立高等学校

公立高等学校の授業料については、原則有償ですが所得制限未満の世帯には就学支援金（授業料相当額の支援）制度があります。就学支援金対象世帯の生徒の授業料は実質無償となります。

【問い合わせ先】 通学している高等学校
秋田県教育庁高校教育課 018-860-5161

私立高等学校

私立高等学校等の授業料については、一定の収入額未満の世帯の生徒に対し、授業料に充てる費用として就学支援金を学校に支払い、家庭の教育費負担を軽減します。このほか、授業料・入学金について、県独自の軽減補助制度があります。

【問い合わせ先】 秋田県教育庁総務課 018-860-5111



○高校生等奨学給付金

低所得世帯の高校生等の授業料以外の教育費（教科書、教材費、学用品費、通学用品費などの費用）の負担を軽減するため、給付金制度（奨学のための給付金）があります。

この給付金は返還の必要はありません。（受給には所得制限等の要件があります。）

給付金一覧

世帯状況	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯【全日制・通信制】	32,300円	52,600円
市町村民税非課税世帯【全日制等】（第1子）	80,800円	89,000円
市町村民税非課税世帯【全日制等】（第2子以降） ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	129,700円	138,000円
市町村民税非課税世帯【通信制】	36,500円	38,100円

【問い合わせ先】
私立高等学校 …… 秋田県教育庁総務課 018-860-5111
国公立高等学校等 …… 秋田県教育庁高校教育課 018-860-5161

○奨学金

経済的な理由で就学が困難な子どもさんへの学資の貸与制度です。

日本学生支援機構

◆貸与型奨学金

第一種（無利子）と第二種（有利子）などがあります。

【対象】 国内の大学院・大学・短期大学、高等専門学校・専修学校（専門課程）に在学する学生・生徒等

※貸与額は第一種、第二種で異なります。

◆給付型奨学金

【対象】 住民税非課税世帯または社会的養護を必要とする方で、高等学校等が定める基準に基づき学校長が推薦する方

【給付額】 ・国公立大学等 …… 自宅通学月額2万円、自宅外通学月額3万円

・私立大学等 …… 自宅通学月額3万円、自宅外通学月額4万円

【問い合わせ先】 在学する学校または出身高等学校

秋田県育英会

無利子の奨学金制度です。高校または大学等に入学し、経済的理由で就学が困難な場合に学資の貸与が行われます。

【奨学金の種類】

①大学月額奨学金：大学在学中に貸与する奨学金

②大学入学一時金：大学合格時に貸与する奨学金

③専修学校月額奨学金：専修学校在学中に貸与する奨学金

④専修学校入学一時金：専修学校合格時に貸与する奨学金

⑤多子世帯向け奨学金：子ども3人以上の世帯の大学生、短大生について、在学中に貸与する奨学金

⑥高等学校等奨学金：高校在学中に貸与する奨学金

【申込先】

・上記①～⑤の奨学金は、直接秋田県育英会へ

・上記⑥の奨学金は、在学している高校へ



秋田県育英会の学生寮があります。東京近郊の大学に通学する学生さんが対象です。

男子寮：「東京寮」東京都世田谷区北沢1-41-22

女子寮：「ビューリー千秋」神奈川県川崎市中原区宮内4-31-5

【問い合わせ先】 公益財団法人秋田県育英会
電話 018-860-3552
秋田市山王4-1-2 秋田地方総合庁舎5階



市町村が実施する奨学金

独自の奨学金制度を導入している市町村があります。

対象者、貸与額、応募資格や募集期間などが異なりますので、詳しくは、お住まいの市町村奨学金担当窓口にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 市町村奨学金担当

○奨学金返還助成

働きながら奨学金を返還する方を支援します。

秋田県の奨学金返還助成

若者の県内定着促進とともに、県内産業の次世代を担う人材確保のため、県内企業に就職する新卒者等を対象とする奨学金返還助成制度です。

- 👉 (1) 民間企業に就職する、ほぼ全ての方が対象となります
- (2) 募集人数の制限がありません
- (3) 助成対象者は正規雇用の方に限らず、また、中途退学された方も対象です
- (4) 新卒者に限らず、一定の要件を満たす既卒者の方も対象です

◆返還助成の対象となる奨学金等

- (1) 日本学生支援機構の奨学金 [第一種、第二種]
- (2) 秋田県育英会の奨学金 [3ページの奨学金種類の①、③、⑤、⑥]
- (3) 県内市町村の奨学金
- (4) 母子父子寡婦福祉資金貸付金 (修学資金)
[貸付制度は10ページ]
- (5) 生活福祉資金貸付金 (教育支援費)
[貸付制度は19ページ]
- (6) 交通遺児育英会奨学金
- (7) あしなが育英会奨学金
※他県の市町村・育英会等の奨学金については、個別にご相談ください。



◆助成額

- ・年返還額の2/3、上限13万3千円 (年額)

◆助成期間

- ・奨学金貸与期間が3年を超える場合・・・3年間 (36か月分)
- ・ “ ” 2年以上3年以下の場合・・・2年間 (24か月分)

【未来創生分】 (就学した大学等の卒業が要件です)

次の (1) 及び (2) の要件に該当する必要があります。

- (1) 理系学科などを修めた大学等の卒業
- (2) 県が指定する『特定5業種 (①航空機、②自動車、③医療福祉機器、④情報、⑤新エネルギー) 』について認定を受けた企業に就職

◆助成額

- ・年返還額の10/10、上限20万円 (年額)
- ※認定企業など詳しくはお問い合わせください。

返還助成の申請にあたっては、“修学したご本人が奨学金等の返還者”であることを要件としています。詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ先】 秋田県 あきた未来創造部 移住・定住促進課
奨学金返還助成担当
電話 018-860-3751

市町村の奨学金返還助成

独自に奨学金助成制度を設けている市町村もあります。

対象者、奨学金の種類、助成内容、募集期間などが異なりますので、詳しくは、お住まいの市町村奨学金制度担当窓口へお問い合わせください。

【問い合わせ先】 市町村奨学金担当

○子ども・子育てなどの相談窓口

赤ちゃん相談電話「赤ちゃんホットダイヤル」

秋田赤十字乳児院では、赤ちゃんの育児、健康などについて、看護師・保育士・管理栄養士が電話相談を受け付けています。

◆受付時間 毎日 8:30~23:00

秋田赤十字乳児院
電話 018-884-1761

児童相談所

18歳未満の子どもに関する様々な問題についての相談を、ご本人、ご家族、学校の先生、地域の方など、どなたからでもお受けしています。

◆秋田県中央児童相談所

・子ども家庭電話相談 0120-42-4152 (フリーダイヤル)
毎日、24時間受付

・メール相談 soudan@mail2.pref.akita.jp

※お返事には数日間を要することもあります。お急ぎの方は電話相談をご利用ください。

◆秋田県北児童相談所 電話0186-52-3956 平日8:30~17:15

◆秋田県南児童相談所 電話0182-32-0500 “ ”

家庭相談員

子どもや家庭に関する悩みごとの相談相手になり、問題解決のお手伝いをします。

電話による相談や家庭訪問も行います。

詳しくは、お住まいの地域を担当する福祉事務所にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 県・市福祉事務所 (26ページ)
(秋田市は子ども未来センター 電話 018-887-5340)

仕事につきたい……

秋田県では、社会福祉法人秋田県母子寡婦福祉連合会に業務委託して、ひとり親家庭のお母さん、お父さんからの就業に関する相談や、就業に役立つ各種講習会の開催、求人情報の提供など、自立の支援を行っています。

就業の相談

- ・電話や窓口で、就職のための様々な問題についての相談に応じています。
- ・求人情報や技能訓練情報などをメールや電話で情報提供しています。
希望する方は、「就業支援バンク登録」をすることができます。

講習会の開催

ひとり親家庭のお母さん、お父さんなどを対象に、就職や転職の条件を有利にするための各種講習会を開催しています。受講料は無料です（ただし、テキストを使用する講習会は、テキスト代を自己負担していただきます）。

- ◆介護職員初任者研修講習会
介護員として就業するために必要な資格取得のための知識及び技術が習得できます。
- ◆調理師試験対応講習会
調理師として就業するために必要な資格取得のための知識が習得できます。
（実務経験が必要です。）
- ◆パソコン講習会
パソコンの基礎技能が習得できます。
※センター内にパソコン自習室もあります（予約をお願いします）。
- ◆経理事務講習会
日商簿記3級等の検定試験のための知識が習得できます。
- ◆求職活動の心得セミナー
求人応募のための書類の作成や面接のポイント、ビジネスマナーが習得できます。

生活相談

- ・母子家庭、父子家庭の方の子育てや生活の相談、支援機関・制度の紹介等を行います。
- ・養育費の請求方法や、面会交流の相談ができます。弁護士の無料相談も利用できます（30分程度）。養育費の相談は、事前の予約で土日祝日も対応します。

自立したい……

経理事務講習を受講した方から、秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センターに嬉しいお便りが届きましたので紹介します。

日商簿記3級合格の声

四月に長男が就職、私は新しく起業した会社に誘われ四十代半ばにして心機一転の春を迎えました。勉強したい、何かやらなくちゃ！と思っていたところ、目に入ったのがひとり親家庭の無料簿記講習でした。

毎週の講習は勉強できる嬉しさの半面、衰えを再確認する場でもありました。赤ペンでびっしり書かれた添削を見ながらM先生の“大丈夫”の言葉に何度助けられたことか。そんな中でも、仕事をしながら託児所に子どもを預けて受講する若いお母さん達には感心し、たくさん刺激をもらいました。

試験1週間前、一度も模擬試験問題の合格ラインに達しない私に、高校生の娘が「ダメでもいいから、やるだけの事をやったら？」と、どこかで聞いたようなセリフを言ったのだ…、口ばかりの母ちゃんと言われぬようにラストスパートはいつになく頑張りました。

合格通知を受け取り、何より嬉しかったのが「やるじゃんお母さん！」の娘の一言でした。

七か月間楽しく受講できたのもサポートして下さったM先生、センターの皆さんのおかげと感謝しています。

また勉強したい、何かやってみたいと思っています。
本当にありがとうございました。

- 👉 託児サービス付きの講習会もあります。
スキルアップ目指して、講習を受講してみませんか！



問い合わせ先・所在地など

- ・電話番号 018-896-1531
- ・ご利用時間 平日8:30~17:00
- ・E-mail: jiritusien@blue.ocn.ne.jp
- ・秋田県社会福祉会館5階 (〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5)

美の国あきた ひとり親

○母子父子寡婦福祉資金

母子家庭、父子家庭、寡婦の方の生活の安定とお子さんの福祉向上を図るため、12種類の資金を無利子又は低利子で貸付を行っています。

有利子の資金でも、連帯保証人を立てることで無利子になります。子どもを対象とした資金の貸付は全て無利子となっています。

貸付審査会を開催して貸付するかを決めています。申請書を提出してから貸付まで日数がかかりますので、お早めに申請してください。

ご相談、お問い合わせはお住まいの市町村（26ページ）でお受けしています。

◆貸付を受けることができる方

- ①母子家庭の母・・・20歳未満の子どもを扶養している方
 - ②父子家庭の父・・・
 - ③寡婦・・・かつて母子家庭の母として子どもを扶養していたことのある方
 - ④子ども・・・①～③の方が扶養する子ども、または父母のいない子ども
- ※子どもが借主になる場合は法定代理人の同意が必要です。

◆連帯保証人について

無利子の資金は、原則として連帯保証人が必要です。

※保証の意思、能力、年齢などを考慮し、場合によっては連帯保証人の変更、増員をお願いすることがあります。

◆貸付方法

ご指定の口座に振り込みます。貸付資金一覧の限度額欄に「月額」で表記している資金は、原則として3か月に1回の振込みとなります。

◆償還方法

- ・償還期限内で年賦、半年賦又は月賦のいずれかによる元利均等方式により償還していただきます。納入通知書をお送りしますので、県指定金融機関又は県収納代理金融機関で納付してください。
- ※納付期限内に納付できない場合は、年5%の違約金が発生しますのでご注意ください。
- ・県指定金融機関の本・支店に口座を開設されている方については、口座振替による償還ができます。

10ページで、子どもさんの通学や進学に要する経費に対する、主な貸付資金を紹介しています。

貸付資金一覧

資金種類	目的	利率	据置期間(上段) 償還期間(下段)	限度額
事業開始	事業を開始するために必要な設備、機械等の購入資金	年1.0% ※	貸付日から1年間 7年以内	285万円
事業継続	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	年1.0% ※	貸付日から6か月間 7年以内	143万円
修学	高校・大学等で修学するための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	無利子	卒業後6か月以内 20年以内(専修学校は5年)	10ページに記載しています
技能習得	知識や技能を習得するために必要な授業料、材料の資金(パソコンスクール・ホームヘルパー等)	年1.0% ※	習得期間満了後1年以内 20年以内	・月額6.8万円 ・特別一括 81.6万円
修業	事業開始や就職のために必要な知識技能を習得するために必要な資金(自動車学校等)	無利子	習得期間満了後1年以内 6年以内	・月額6.8万円 ・運転免許 46万円
就職支度	就職するために直接必要な被服、履物、自動車等を購入する資金	無利子	貸付日から1年間 6年以内	・10万円 ・特別分 33万円
医療介護	医療・介護保険の自己負担分及び通院に要する交通費等に必要な資金	年1.0% ※	受診後6か月以内 5年以内	・介護50万円 ・医療34万円
生活	知識技能を習得している間の生活費	年1.0% ※	6か月以内 20年以内	・月額14.1万円 ・月額10.3万円
	医療・介護を受けている間の生活費		6か月以内 5年以内	
	7年未満の母子家庭等の生活を安定して継続させる生活費		6か月以内 8年以内	
住宅	失業中の生活を安定して継続させる生活費	年1.0% ※	6か月以内 5年以内	・150万円 ・特別分 200万円
			住宅の建設、購入、補修、保全、改築、増築のための資金	
転宅	住宅を移転するにあたり、アパート等を借りるための資金(敷金、礼金、運送費用)	年1.0% ※	貸付日から6か月間 3年以内	・26万円
就学支度	就学・修業するために必要な被服購入等の資金。入学金、入寮費用等進学に必要な経費を含む。	無利子	卒業後6か月 就学20・修業5年以内	10ページに記載しています
結婚	扶養する児童又は子が結婚するために必要な挙式披露宴の経費、家具等を購入する資金	年1.0% ※	貸付日から6か月間 5年以内	・30万円

※有利子の貸付資金は、連帯保証人を立てることで無利子となります。

修学資金（無利子）

高校や大学などに修学するために必要な授業料、書籍代、交通費などの資金の貸付です。
原則として、秋田県育英会等と併用はできません。日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている方は、奨学金の貸与月額と修学資金の貸付限度額との差額を限度として、貸付を受けることができます。
学校等種別や学年別の貸付限度額（月額）は次のとおりです。

学校等種別		学年別	1年	2年	3年	4年	5年
・高等学校	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500		
・専修学校 （高等課程）	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	79,500	79,500
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	90,000	90,000
・短期大学 ・専修学校 （専門課程）	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
		自宅外通学	76,500	76,500			
	私立	自宅通学	79,500	79,500			
		自宅外通学	90,000	90,000			
大 学	国公立	自宅通学	67,500	67,500	67,500	67,500	
		自宅外通学	76,500	76,500	76,500	76,500	
	私立	自宅通学	81,000	81,000	81,000	81,000	
		自宅外通学	96,000	96,000	96,000	96,000	
専修学校 （一般課程）		48,000	48,000				

(円)

就学支度資金（無利子）

就学・修業するために必要な被服などの購入に必要な資金の貸付です。学校等種別と限度額は次のとおりです。

学 校 等 種 別	限度額	
	自宅通学	自宅外通学
小学校	40,600	
中学校	47,400	
国公立の高校、高専、専修学校（高等課程・一般課程）	150,000	160,000
私立の高校、高専、専修学校（高等課程・一般課程）	410,000	420,000
国公立の大学、短大、専修学校（専門課程）	370,000	380,000
私立の大学、短大、専修学校（専門課程）	580,000	590,000
修業施設（ただし、各種学校又は法令の規定に基づき教育を行うものに限る）	90,000	100,000

(円)

○母子家庭等自立支援給付金

就職やキャリアアップを応援しています。
各福祉事務所（26ページ）にお問い合わせください。

自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母、父子家庭の父が、就職やキャリアアップのために必要な技術を身につけるため、厚生労働省が指定する教育訓練講座を受講し、修了した場合、経費の一部を支給する制度です。

- ① 支給額
職業能力開発のための講座を受講した場合、修了後に受講料の60%（上限20万円）が支給されます。雇用保険法に基づく一般教育訓練給付金の支給を受けることができる方は、その支給額との差額を支給します。
受講料が1万2千円未満の場合は対象外です。
- ② 対象者
 - 1 児童扶養手当を受給しているか又は同等の所得水準にある方
 - 2 就業経験、技能、資格の取得状況などから判断して教育訓練が適職に就くために必要であると認められる方
 - 3 過去に自立支援教育訓練給付金を受給したことがない方



高等職業訓練促進給付金

資格取得（看護師、保育士、介護福祉士、美容師等）のため、1年以上養成機関で受講する場合、その期間中の生活の負担を軽減するための制度です。

- ① 支給額
 - ・市町村民税非課税世帯・・・月額100,000円
 - ・市町村民税課税世帯・・・月額 70,500円
- ② 支給期間
養成機関における修業期間（上限36か月）
- ③ 対象者
 - 1 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にある方
 - 2 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
 - 3 仕事または育児と修業の両立が困難である方

○ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（返還免除付き）

高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格取得を目指す方に、必要な資金を貸付けます。

- ◆対象者
 - ・高等職業訓練促進給付金（11ページ）の受給者
- ◆貸付額
 - ・入学準備金 50万円以内
 - ・就職準備金 20万円以内
 - ※利子・・・連帯保証人あり＝無利子、連帯保証人なし＝年1.0%
- ◆借入申込
 - 高等職業訓練促進給付金の窓口になっている福祉事務所を経由しての申込みとなります。
- ◆返還免除
 - 養成機関卒業から1年以内に取得した資格を生かして県内就職し、5年間継続して業務に従事すると全額返還免除となります。

【問い合わせ先】

社会福祉法人秋田県社会福祉協議会 地域福祉・生活相談支援担当
電話 018-864-2713

○母子生活支援施設

生活上のさまざまな問題を抱え、子ども（18歳未満の児童）の養育にお困りの母子世帯の生活と自立を支援する児童福祉施設です。所得に応じた費用の負担があります。

母子生活支援施設では、各母子世帯の居室のほか、集会・学習室などがあり、母子指導員、少年指導員等の職員が配置されています。

名称	設置主体	所在地	電話番号
ハニーハイムかづの	鹿角市	鹿角市尾去沢蟹沢1-24	0186-23-3559
白百合ホーム	大館感恩講	大館市泉町7-20	0186-42-1849
能代松原ホーム	能代市	能代市住吉町5-1	0185-52-5043
秋田わかばハイム	秋田県母子寡婦福祉連合会	秋田市南通築地2-6	018-832-3624
秋田聖徳会若草ハイム	秋田聖徳会	秋田市川元小川町1-4	018-823-1208
秋田婦人ホーム	秋田婦人ホーム	秋田市榎山古川新町41-2	018-831-1467
横手市サンハイム	横手市	横手市松原町2-13	0182-32-6095

【問い合わせ先】 県・市福祉事務所（26ページ）

○家計相談支援

家計を見直してみませんか

大学っていくら
かかるんだろう

子どものために
お金を貯めない

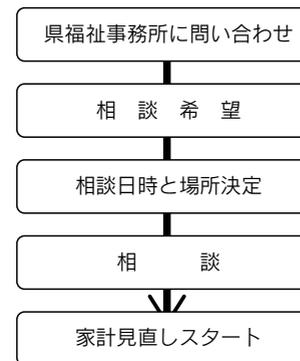
町村にお住まいの方へ

子どもにお金がかかって困る、毎月赤字で困る・・・そんな家計の不安について、県では、町村にお住まいの母子家庭、父子家庭の方などを対象に、家計の見直しをお手伝いしています。

子どもの年齢が上がるにつれて支出も増える傾向にあります。子どもさんの教育資金の準備など、ファイナンシャルプランナーがご相談に応じます。

土日でも相談できますので、お気軽にお問い合わせください。

家計相談支援の流れ



【問い合わせ先】 県の各福祉事務所（27ページ）

市にお住まいの方へ

生活困窮者自立相談支援（16ページ）の家計相談支援事業を行っている市もありますので、お住まいの地域の自立相談支援機関（27ページ）にお問い合わせください。

○児童扶養手当

離婚等によるひとり親家庭など、父または母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭の生活の安定と自立の促進を図るため支給される手当です。

公的年金を受給する方も、年金額が児童扶養手当より低い場合は、差額分が支給されます。

児童扶養手当の額は、所得によって決まりますので、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 各市町村のひとり親家庭支援担当窓口（26ページ）

○母子・父子自立支援員

母子家庭、父子家庭や寡婦の方が抱えている悩みごとの相談相手になり、問題解決のお手伝いをします。電話による相談や家庭訪問も行います。

【問い合わせ先】 県・市福祉事務所（26ページ）

○ひとり親家庭等住宅整備資金

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方で、住宅の補修や増改築に必要な場合に、整備資金の貸付を行います。申請から資金の貸付まで時間がかかる場合があります。工事の着工前でなければ貸付を受けることができませんので、お早めにご相談ください。

- ①貸付限度額 150万円
- ②貸付利率 年0.1%
(年2回の見直しがあり、所得税非課税世帯は無利子です)
- ③償還期間 据置期間（1年以内）経過後9年以内

【問い合わせ先】 各市町村のひとり親家庭支援担当窓口（26ページ）

○ハローワーク

子育てをしながら働きたい方のために、希望や状況に応じてきめ細やかな就職支援を行います。キッズコーナーを設置し、予約制・担当制での相談や応募書類の作成支援を行います。

また、地域の保育施設等の情報提供や、育児と両立しやすい求人ピックアップして掲示するなど、子育て中の方の就職活動をサポートします。

利用者の性別、お子さんの年齢は問いません。お気軽にご利用ください。

所在地	名称 連絡先	設置場所	利用時間
秋田市	ハローワーク秋田 マザーズコーナー 018-836-9001	アトリオンビル3階	月・金曜日 9:00～18:30 火～木曜日 9:00～17:15 第2・4土曜日 10:00～17:00 ※キッズコーナーの利用時間は、月・金曜日の9:00～17:00、火～木曜日の9:00～17:15です。 ※第2・4以外の土曜日、日曜日、祝日、年末年始は閉庁日です。
横手市	ハローワーク横手 マザーズコーナー 0182-33-8103	ハローワーク横手	平日 8:30～17:15 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始は閉庁日です。

○地域包括支援センター

仕事と家族の介護を両立するために・・・

「地域包括支援センター」は、各市町村に設置されており、高齢者の方々が住み慣れた地域で、安心して生活できるように、介護、福祉、保健、医療など、さまざまな面から総合的な支援を行っています。

保健師または看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員などが中心となり、専門分野を生かして連携しながら、さまざまな悩みや困りごとに対して、具体的な解決策を提案するなど、高齢者への総合的な支援を行います。

ご家族の介護で悩んでいる方は、ぜひお近くの地域包括支援センターにご相談ください。

県内の地域包括支援センターをご覧いただけます。

美の国あきた 地域包括



【問い合わせ先】 各市町村担当窓口

○生活困窮者自立支援

『仕事のこと、家計のこと、家族のこと・・・いろいろ不安なことが重なってどうしたらいいんだろう』

そんなお悩みを一緒に解決する相談機関があります。

一人で悩まず、問題が深刻化・複雑化する前にお早めにご相談ください。

ご相談をうかがう「支援員」は、生活困窮者自立支援法に基づいて配置され、相談支援について専門性を有する職員です。

【相談先：自立相談支援機関（27ページ）】

対象となる方

- ◆失業などにより、所得が減少し、経済的に困りの方
- ◆ご自身の病気やケガ、家族の問題などで経済的な悩みを抱えている方
- ◆仕事を探しているがなかなか見つからない方 など



相談から支援まで

【まずは相談】

- ・ご相談者の悩みを広く支援員がうかがいます。相談内容によっては、利用可能なサービスなどを紹介し、利用手続きのお手伝いをします。
- ・窓口に来られない方は、訪問により相談を受けることもできます。



【支援プランを作成】

- ・支援の申込みがあった場合は、支援員がご相談者の抱えている問題を分析し、ご相談者の意見をうかがいながら最適な支援プランを作成します。
- ・支援プランは、関係する機関と連携して作成します。



【自立に向けた活動】

- ・支援プランをもとに、ご相談者の問題がひとつずつ解決するように取り組みます。
- ・支援員は関係する機関と連携し、専門的な助言を行います。また、必要に応じて支援プランを見直し、問題が解決するまで支援を行います。



○自立相談支援機関及び支援員は個人情報保護法を遵守しますので、安心してご相談ください。

支援事業を紹介します

自立相談支援事業

生活にお困りの方に対して、その悩みがより深刻になったり、複雑になったりする前に、早期の相談支援を実施します。専門知識を有する支援員が、ご相談者の状況を分析し、活用できる行政サービスなどを紹介します。

支援の申込みがあった場合は、支援プランを作成し、自立した生活が可能になるまで、伴走型の支援を行います。

住居確保給付金

離職によって住居を失った方や失うおそれのある方に対し、安心して求職活動ができるように、住宅費を支給します（給付金を受けるには、一定の要件があります）。

支給期間は原則3か月間です。一定の要件を満たせば最長9か月間受給可能です。

※お住まいの地域によって給付金の上限額が異なります。

家計相談支援事業

家計表やキャッシュフロー表を活用して、家計に関する課題を「見える化」し、家計収支の問題解決に向けた支援を行います。

学習支援事業

秋田県では、子どもの学習を支援するため、町村（※）にお住まいの中学生を対象に、学習習慣や基礎学力を身に付けてもらうための支援事業を行っています。

（※教育委員会で「あきたわくわく未来ゼミ」を実施する町村は対象外です）

◆集合型

【対象】 要保護世帯、就学援助制度利用世帯、ひとり親世帯の中学生

【内容】 公民館等を会場に、学習支援員が問題の解き方等を助言

【町村】 三種町・羽後町

◆訪問型

【対象】 要保護世帯及び就学援助利用世帯の中学3年生

【内容】 学習支援員が個別に家庭訪問し、1対1で問題の解き方等を助言

【町村】 小坂町・上小阿仁村・藤里町・五城目町・八郎瀧町・井川町・大瀧村・美郷町

◆詳しくは、県福祉事務所（27ページ）にお問い合わせください。



就労準備支援事業

ただちに一般就労が困難な方へ、生活リズムの改善や、就職活動を行うにあたり必要な知識の習得など、段階的な支援を実施します。



お住まいの市町村によって実施している事業は異なります。

○生活福祉資金

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送ることができるようすることを目的としています。

資金の種類によって、貸付の対象となる世帯が異なる場合がありますので、詳しくはお住まいの地域の社会福祉協議会（29ページ）にお問い合わせください。

◆貸付を利用できる方

- ・低所得世帯 必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）
- ・障害者世帯 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯
- ・高齢者世帯 65歳以上の高齢者がいる世帯
- ・その他の世帯 障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる世帯

◆連帯保証人

原則として連帯保証人1名が必要です（同一世帯の家族や保証能力が維持できない方は不可）。ただし、連帯保証人を立てない場合でも資金の貸付を受けることができます。

◆貸付金利率

- ・「総合支援資金」、「福祉資金」・・・連帯保証人あり=無利子、連帯保証人なし=年1.5%
- ・「緊急小口資金」、「教育支援資金」・・・無利子
- ・「不動産担保型生活資金」・・・年3%、または毎年4月1日時点の長期プライムレート
のいずれか低い方

◆この資金は生活の安定や立て直しを図ることを目的としていることから、必要に応じて民生委員、社会福祉協議会、関係機関の相談支援を受けていただくことがあります。

資金の種類		貸付条件		
		貸付限度額	据置期間	償還期限
総合支援資金	生活支援費 ・生活再建までの間に必要な生活費用	・2人以上の世帯 20万円以内× 12月 ・単身世帯 15万円以内× 12月	6月	10年
	住居入居費 一時生活 再建費	・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 ・生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用 ・就職・転職を前提とした技能習得に要する経費 ・滞納している公共料金等の立て替え費用 など	40万円以内 60万円以内	6月 6月
福祉資金	福祉費	・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障害者用の自動車購入に必要な経費 ・中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障害者サービス等を受けるために必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要となる経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費	580万円以内 ※資金の用途に応じて上限目安額があります。	6月 20年
	緊急小口 資金	・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付ける少額の費用	10万円以内	2月 12月

低所得世帯で暮らす子どもさんの通学や進学に必要な経費の貸付を紹介します。

教育支援資金

学校教育法に定める学校（高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校）に入学するために必要な経費、修学するために必要な経費の貸付です。

○就学支度費 <高等学校や大学などへの入学時に必要な費用の貸付>

高等学校や大学等への入学にあたり、学校に納付する入学金、入学時に購入する制服、教科書などの費用が対象です。

- ◆貸付限度額 500,000円以内
- ※償還期間は20年以内です。

○教育支援費 <高等学校や大学などの在学中に必要な費用の貸付>

高等学校や大学等の在学中、学校に納付する授業料や、参考書代、学用品、通学交通費などの費用が対象です。

- ◆貸付限度額 高等学校・・・月額 30,000円以内
- 高等専門学校・・・月額 60,000円以内
- 短期大学・・・月額 60,000円以内
- 大学・・・月額 65,000円以内

※特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の1.5倍の額まで貸与可能です。
※償還期間は20年以内です。

※いずれも合格発表前に事前申請が可能です。

高齢者世帯が対象の貸付です。

不動産担保型生活資金

将来にわたり住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対して、不動産を担保にして生活費を貸付けます。原則65歳以上の高齢者世帯で、借入申込者の配偶者又は父母（配偶者の父母を含む）以外の同居人がいないことが条件となっています。

- ◆貸付月額 300,000円以内
- ・ただし、貸付額は秋田県社会福祉協議会と借入申込者が契約により定めた金額となります。
- ・担保となる居住用不動産（土地）の評価額の7割を標準として貸付けます。
- ・土地の評価額の下限は1,000万円程度です。
- ・借入申込者の推定相続人から1名を連帯保証人として立てるなど、その他にも要件があります。

「総合支援資金」と「緊急小口資金」の貸付を受けるためには、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業などの支援（16ページ）を受けることに同意していることが要件となります。

○市町村社会福祉協議会の貸付

各市町村社会福祉協議会でも独自に資金貸付を行っています。

こちらでご紹介する貸付資金の利率は無利子となっています。

貸付を受けるためには、連帯保証人の設定などの条件がありますので、詳しくはお住まいの地域の社会福祉協議会（29ページ）にお問い合わせください。

社会福祉協議会 貸付資金名	貸付対象等	貸付金額の 限度額(円)
秋田市社会福祉協議会 市民小口資金	貸付対象者は、低所得者で次のいずれにも該当する者 (1)本市に6か月以上居住し、独立の生計を営む成年者 (2)一時的な出費等によって生活が困難になった者	60,000
能代市社会福祉協議会 たすけあい資金	・能代市居住者 ・低所得世帯	70,000
横手市社会福祉協議会 たすけあい資金	市内に居住している方。世帯を対象とし、原則として世帯主に貸付	50,000 (会長が特別に必要と認める場合 100,000)
大館市社会福祉協議会 たすけあい資金	大館市に居住し生活保護を受けている者又はこれに準ずると会長が認められた者	50,000
男鹿市社会福祉協議会 たすけあい資金	市内に居住する低所得者（生活保護世帯に準じる）を対象とし、その世帯主とする	100,000
湯沢市社会福祉協議会 たすけあい資金	湯沢市内の低所得世帯	50,000 (特に必要と認める場合 100,000)
鹿角市社会福祉協議会 たすけあい資金	市内に居住する低所得世帯	50,000
由利本荘市社会福祉協議会 たすけあい資金	由利本荘市内に住所を有し、低所得世帯またはこれに準ずる生活状態にある者及び緊急に資金を要する一般世帯	50,000 (会長が特別に必要と認める場合 150,000)
潟上市社会福祉協議会 たすけあい資金	・潟上市民 ・低所得世帯	30,000 (特に必要と認める場合 50,000)
大仙市社会福祉協議会 たすけあい資金	大仙市に居住する高齢者、母子、寡婦、身体障がい者及び被保護世帯等	50,000
北秋田市社会福祉協議会 たすけあい資金	・3か月以上市内に居住 ・緊急的な資金援助を必要とする生活状況にある者	50,000
にかほ市社会福祉協議会 たすけあい資金	ひとり親世帯、障害者、生活保護世帯、またはこれに準ずる者	50,000
仙北市社会福祉協議会 たすけあい資金	社協会員で低所得者	50,000

社会福祉協議会 貸付資金名	貸付対象等	貸付金額の 限度額(円)
小坂町社会福祉協議会 たすけあい資金	低所得世帯等	100,000
上小阿仁村社会福祉協議会 たすけあい資金	生活困窮者	70,000
藤里町社会福祉協議会 たすけあい資金	全町民（同世帯で複数の貸付は行わない）	100,000
三種町社会福祉協議会 たすけあい資金	・三種町在住者 ・生活困窮者等で他から援助を受けることが困難な者	50,000
八峰町社会福祉協議会 たすけあい資金	・八峰町に居住する者 ・低所得者等	50,000 (特に必要と認める場合 70,000)
五城目町社会福祉協議会 たすけあい資金	五城目町の母子・父子・身体障害者世帯、生活保護世帯又はこれに準ずる世帯	30,000 (特に必要と認める場合 100,000)
八郎潟町社会福祉協議会 たすけあい資金	生活保護世帯、母子・父子、障害者世帯	50,000 (連帯保証人がいる場合 100,000)
井川町社会福祉協議会 たすけあい資金	低所得世帯等	100,000
大潟村社会福祉協議会 たすけあい資金	大潟村民に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる者	100,000
美郷町社会福祉協議会 たすけあい資金	低所得世帯	50,000 (連帯保証人がいる場合 100,000)
羽後町社会福祉協議会 たすけあい資金	低所得世帯等	50,000
東成瀬村社会福祉協議会 たすけあい資金	東成瀬村に居住する低所得世帯、母子・父子世帯、医療費及び介護サービス利用料の支払いに窮した世帯等	200,000 ~500,000 (対象となる世帯により上限額が異なる)

無利子で返還免除付きの貸付資金があります

○保育士修学資金（返還免除付き）

保育士を目指し全国の保育士養成施設で修学している方を対象に、その修学費用などを支援する制度です。

- ◆貸付額
 - ・修学資金 月額5万円以内（上限120万円）
 - ・入学準備金 20万円以内（修学資金の初回貸付時）
 - ・就職準備金 20万円以内（修学資金の最終貸付時）

- ◆貸付期間・利子
保育士養成施設に在学している期間・無利子

- ◆借入申込
在学する保育士養成施設を経由しての申込となります。
（養成施設の推薦状が必要です。）

- ◆返還免除
卒業後秋田県内で5年間（過疎地域（※）は3年間）継続して保育業務に従事すると全額返還免除となります。



【問い合わせ先】

社会福祉法人秋田県社会福祉協議会 総務企画部
電話 018-864-2711

○介護福祉士修学資金（返還免除付き）

全国の介護福祉士養成施設で修学している方を対象に、その修学費用などを支援する制度です。

- ◆貸付額
 - ・修学資金 月額5万円以内
 - ・入学準備金 20万円以内（修学資金の初回貸付時）
 - ・就職準備金 20万円以内（修学資金の最終貸付時）
- ※この他、生活保護世帯へは「生活費加算制度」があります。

- ◆貸付期間
介護福祉士養成施設に在学している期間

- ◆借入申込
在学する介護福祉士養成施設を経由しての申込となります。
（養成施設の推薦状が必要です。）

- ※入学準備金は早期申請することで高校3年次に借入が可能

- ◆返還免除
卒業後、秋田県内で継続して5年間（過疎地域（※）は3年間）、介護福祉士の業務に従事すると貸付額の返還が免除になります。



【問い合わせ先】

社会福祉法人秋田県社会福祉協議会 秋田県福祉保健人材・研修センター
電話 018-864-2880

（※）過疎地域：秋田市、潟上市、大潟村を除く22市町村及び秋田市の一部（旧河辺町）

○生活保護

生活しているうちに収入が減ったり、病気やケガなどにより働けなくなったり、働いていた方が亡くなったりして生活に困ることがあります。

生活保護は、このように生活に困っている方に対して、国が最低限度の生活を保障しながら、自分たちの力で生活できるように援助する制度です。

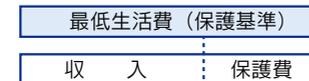
生活保護を受けたい場合は、福祉事務所又は町村の福祉担当課に申請が必要です。

福祉事務所のケースワーカーが家庭を訪問して、生活に困っている状況など、生活保護を受けるための要件が満たされているかなどの必要な調査を行います。

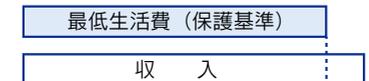
調査が終わると、生活保護を受けられるか、受けられないかを決定します。

生活保護の決め方

生活保護が受けられる場合
（収入が最低生活費に満たない場合）



生活保護が受けられない場合
（収入が最低生活費を上回る場合）



世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入額を比較して、収入が下回る場合にその不足する額が生活保護費として支給される仕組みになっています。

最低生活費（保護基準）

世帯の暮らしの実態（年齢、人数、健康状態、住んでいる地域など）をもとに、国で決めた基準により計算された生活扶助をはじめ、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の8種類の扶助を合計した1か月の生活費で、月によって変わる場合があります。

収入

働いて得た収入、年金や手当、資産を貸したり売ったりして得た収入、親や兄弟姉妹などからの仕送り援助など、世帯員全員の収入を合計したものです。

- ◆生活保護が開始された場合

原則として、毎月決められた日（原則、月の初日）に、1か月分の生活保護費が金銭で支給されます。

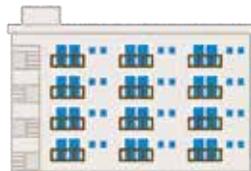
なお、医療費や介護費について、福祉事務所が直接、医療機関や介護機関に支払うほか、住宅家賃についても直接貸主に支払う場合があります。

【問い合わせ先】 県・市福祉事務所（28ページ）

○県営住宅

公営住宅は、「公営住宅法」に基づいて建設・管理されている公的な賃貸住宅です。住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃の賃貸住宅を供給することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

空室情報は、県ウェブサイト「美の国あきたネット」でお知らせしています。申込資格など、詳しくは問い合わせ先におたずねください。



県営住宅一覧と問い合わせ先

住宅名	所在地	問い合わせ先					
		窓口	所在地	電話番号			
萩の台住宅	大館市池内	北秋田地域振興局 建設部建築課	北秋田市鷹巣字 東中岱76-1	0186-63-2531			
獅子ヶ森住宅	大館市釈迦内						
花岡改良住宅	大館市花岡						
芝童森住宅	能代市寿域長根						
松崎住宅	秋田市下北手	指定管理者 一般社団法人 秋田県建築住宅セ ンター	秋田市中通 2-3-8 アトリオンビル 5階	018-836-7850			
手形山2号住宅	秋田市手形山						
御野場第1住宅	秋田市御野場						
イサノ住宅	秋田市八橋イサノ						
御野場第2住宅	秋田市御野場						
新屋住宅	秋田市新屋栗田町						
追分長沼住宅	潟上市天王						
桜ガ丘住宅	秋田市桜ガ丘						
船越内子住宅	男鹿市船越						
土崎港住宅	秋田市土崎港相染町						
ニュータウン 御野場住宅	秋田市御野場						
旭南住宅	秋田市旭南						
大野住宅	秋田市大住						
手形山1号住宅	秋田市手形山						
手形山特定公共 賃貸住宅	秋田市手形山						
南ヶ丘住宅	秋田市上北手	秋田地域振興局 建設部建築課	秋田市山王 4-1-2	018-860-3490			
矢留改良住宅	秋田市千秋						
新屋改良住宅	秋田市新屋栗田町						
将軍野改良住宅	秋田市土崎港北						
梵天住宅	由利本荘市東梵天						
高森住宅	にかほ市金浦						
船場町住宅	大仙市大曲船場町				仙北地域振興局 建設部建築課	大仙市大曲 上栄町13-62	0187-63-3124
吉沢住宅	横手市陸成						
朝日が丘住宅	横手市朝日が丘						
倉内住宅	湯沢市倉内						

県営住宅の優遇入居制度について

県では、入居の要件を満たす方のうち、特に困窮度が高いと判断される世帯について、入居者選考の公開抽選における当選確率を2倍に引き上げます。

対象は、母子、父子世帯（申込者が、現に戸籍上の配偶者のいない方で、同居者がその方の子（20歳未満の子を含むこと）のみの世帯）、高齢者（申込者が65歳以上の方、または同居者に65歳以上の方を含む世帯）などです。

詳しくは、問い合わせ先におたずねください。

○市町村公営住宅

入居の条件や、空室状況などは各市町村の担当にお問い合わせください。

市町村の公営住宅担当

市町村	担当課	電話番号	市町村	担当課	電話番号
秋田市	住宅整備課(※)	018-888-5770	小坂町	建設課	0186-29-3910
能代市	都市整備課	0185-89-2194	上小阿仁村	建設課	0186-77-2224
横手市	建築住宅課	0182-35-2224	藤里町	生活環境課	0185-79-2115
大館市	都市計画課	0186-43-7081	三種町	建設課	0185-85-4820
男鹿市	建設課	0185-24-9144	八峰町	建設課	0185-76-4610
湯沢市	都市計画課	0183-55-8158	五城目町	建設課	018-852-5252
鹿角市	都市整備課	0186-30-0266	八郎潟町	建設課	018-875-5809
由利本荘市	建築住宅課	0184-24-6334	井川町	産業課	018-874-4420
潟上市	都市建設課	018-853-5337	大潟村	産業建設課	0185-45-3653
大仙市	建築住宅課	0187-66-4909	美郷町	建設課	0187-84-4910
北秋田市	都市計画課	0186-72-5246	羽後町	財政課	0183-62-2111
にかほ市	建設課	0184-38-4307	東成瀬村	建設課	0182-47-3408
仙北市	建設課	0187-43-2295			

(※) 秋田市は指定管理者制度を導入しています。空室状況は一般社団法人秋田県建築住宅センター（018-836-7850）へお問い合わせください。

○ひとり親家庭支援担当

受付時間は、いずれも平日8:30~17:15です。

県の窓口

名称	担当区域	電話番号	所在地
北福祉事務所	大館市、鹿角市、北秋田市、小坂町、上小阿仁村	0186-52-3951	大館市十二所字平内新田237-1
山本福祉事務所	能代市、藤里町、三種町、八峰町	0185-55-8020	能代市御指南町1-10
中央福祉事務所	男鹿市、由利本荘市、潟上市、にかほ市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村	018-855-5171	潟上市昭和乱橋字古開172-1
南福祉事務所	横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、美郷町、羽後町、東成瀬村	0182-32-3294	横手市旭川一丁目3-46

市町村の窓口

名称	電話番号	所在地
秋田市福祉事務所	018-888-5690	秋田市山王1-1-1
能代市福祉事務所	0185-89-2947	能代市上町1-3
横手市福祉事務所	0182-35-2133	横手市中央町8-2
大館市福祉事務所	0186-43-7054	大館市字三ノ丸103-4
男鹿市福祉事務所	0185-24-9117	男鹿市船川港船川字泉台66-1
湯沢市福祉事務所	0183-78-0166	湯沢市佐竹町1-1
鹿角市福祉事務所	0186-30-0235	鹿角市花輪字下花輪50
由利本荘市福祉事務所	0184-24-6319	由利本荘市尾崎17
潟上市福祉事務所	018-853-5314	潟上市天王字棒沼台226-1
大仙市福祉事務所	0187-63-1111	大仙市大曲花園町1-1
北秋田市福祉事務所	0186-62-6638	北秋田市花園町19-1
にかほ市福祉事務所	0184-32-3040	にかほ市平沢字鳥ノ子淵21
仙北市福祉事務所	0187-43-2280	仙北市西木町上荒井字古堀田47
小坂町町民課	0186-29-3925	小坂町小坂字上谷地41-1
上小阿仁村住民福祉課	0186-77-2222	上小阿仁村小沢田字向川原118
藤里町町民課	0185-79-2113	藤里町藤琴字藤琴8
三種町福祉課	0185-85-2190	三種町鶴川字岩谷子8
八峰町福祉保健課	0185-76-4608	八峰町峰浜目名瀧字目長田118
五城目町健康福祉課	018-852-5128	五城目町西磯ノ目1-1-1
八郎潟町福祉課	018-875-5808	八郎潟町字大道80
井川町町民課	018-874-4417	井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1
大潟村住民生活課	0185-45-2114	大潟村字中央1-1
美郷町福祉保健課	0187-84-4907	美郷町土崎字上野乙170-10
羽後町福祉保健課	0183-62-2111	羽後町西馬音内字中野177
東成瀬村民生課	0182-47-3403	東成瀬村田子内字仙人下30-1

○生活困窮者自立相談支援機関

働きたくても働けない、住む所がないなど、生活にお困りの方の相談窓口です。

お住いの市町村	自立相談支援機関	電話番号 受付時間(平日)	所在地等
秋田市	秋田市福祉事務所 福祉総務課	018-888-5659 8:30~17:15	秋田市山王1-1-1
能代市	能代市社会福祉協議会 くらしサポート相談室	0185-88-8186 8:30~17:15	能代市上町12-32 能代ふれあいプラザ2F
横手市	横手市社会福祉協議会 横手市くらしの相談窓口	0182-32-6101 8:30~17:15	横手市中央町8-2
大館市	大館市福祉事務所 福祉課福祉相談係	0186-43-7017 8:30~17:00	大館市字三ノ丸103-4
男鹿市	男鹿市福祉事務所保護班	0185-24-9118 8:30~17:15	男鹿市船川港船川字泉台66-1
湯沢市	湯沢市社会福祉協議会 総合相談室	0120-73-8696 8:30~17:30	湯沢市古館町4-5 (※フリーダイヤル0120は相談専用となります。)
鹿角市	鹿角市社会福祉協議会	0186-23-2165 8:30~17:15	鹿角市花輪字下花輪50
由利本荘市	由利本荘市社会福祉協議会 由利本荘市生活支援相談センター	0184-74-7470 8:30~17:15	由利本荘市瓦谷地1
潟上市	潟上市福祉事務所 社会福祉課生活福祉班	018-853-5314 8:30~17:15	潟上市天王字棒沼台226-1
大仙市	大仙市社会福祉協議会 自立相談支援室	0187-63-0277 8:30~17:15	大仙市大曲通町1-14 大仙市健康福祉会館3階
北秋田市	北秋田市社会福祉協議会 北秋田くらし相談センター	0186-62-6868 8:30~17:30	北秋田市花園町16-1
にかほ市	にかほ市社会福祉協議会 にかほ市総合生活相談室	0184-33-6155 8:30~17:30	にかほ市平沢字八森31番地1 にかほ市総合福祉交流センター「スマイル」内
仙北市	仙北市社会福祉協議会 仙北市自立相談応援センター	0187-52-1624 8:30~17:15	仙北市角館小勝田間野54-5
小坂町 上小阿仁村	県 北福祉事務所	0186-52-3951 8:30~17:15	大館市十二所字平内新田237-1
藤里町 三種町 八峰町	県 山本福祉事務所	0185-52-5105 8:30~17:15	能代市御指南町1-10
五城目町 井川町 八郎潟町 大潟村	県 中央福祉事務所	018-855-5171 8:30~17:15	潟上市昭和乱橋字古開172-1
美郷町 羽後町 東成瀬村	県 南福祉事務所	0182-32-3294 8:30~17:15	横手市旭川1-3-46

○福祉事務所（生活保護制度）

受付時間は平日8:30~17:15です。

事務所名	担当地域	担当	電話番号	所在地
秋田市福祉事務所	秋田市	保護第一課 保護第二課	018-888-5669 018-888-5670	秋田市山王1-1-1
能代市福祉事務所	能代市	福祉課厚生福祉係	0185-89-2154	能代市上町1-3
横手市福祉事務所	横手市	社会福祉課保護係	0182-32-2156	横手市中央町8-2
大館市福祉事務所	大館市	福祉課保護係	0186-43-7051	大館市字三ノ丸103-4
男鹿市福祉事務所	男鹿市	保護班	0185-24-9118	男鹿市船川港船川字泉台66-1
湯沢市福祉事務所	湯沢市	福祉課保護班	0183-55-8088	湯沢市佐竹町1-1
鹿角市福祉事務所	鹿角市	福祉課保護班	0186-30-0627	鹿角市花輪字下花輪50
由利本荘市福祉事務所	由利本荘市	福祉支援課保護班	0184-24-6316 0184-24-6317	由利本荘市尾崎17
潟上市福祉事務所	潟上市	社会福祉課 生活福祉班	018-853-5314	潟上市天王字棒沼台226-1
大仙市福祉事務所	大仙市	生活支援課保護班	0187-63-1111	大仙市大曲花園町1-1
北秋田市福祉事務所	北秋田市	福祉課保護係	0186-62-1113	北秋田市花園町19-1
にかほ市福祉事務所	にかほ市	福祉課保護支援班	0184-32-3038	にかほ市平沢字鳥ノ子淵21
仙北市福祉事務所	仙北市	社会福祉課保護係	0187-43-2284	仙北市西木町上荒井字古堀田47
北福祉事務所	鹿角郡 北秋田郡	企画福祉課 児童・生活保護班	0186-52-3951	大館市十二所字平内新田237-1
山本福祉事務所	山本郡	企画福祉課 児童・生活保護班	0185-52-5105	能代市御指南町1-10
中央福祉事務所	南秋田郡	企画福祉課 児童・生活保護班	018-855-5171	潟上市昭和乱橋字古開172-1
南福祉事務所	仙北郡 雄勝郡	企画福祉課 児童・生活保護班	0182-32-3294	横手市旭川1-3-46

○市町村社会福祉協議会

福祉に関する相談窓口です。

○生活福祉資金（18ページ）を借りたい時の相談先

名称	電話番号 受付時間	所在地	土日祝日 対応
秋田市社会福祉協議会	018-862-7445 [018-838-6477] 生活福祉資金専用電話 8:30~17:15	秋田市八橋南一丁目8-2	-
能代市社会福祉協議会	0185-89-6000 8:30~17:15	能代市上町12-32	-
横手市社会福祉協議会	0182-36-5377 8:30~17:30	横手市卸町5-10	-
大館市社会福祉協議会	0186-42-8101 8:30~17:30	大館市池内字大出135	-
男鹿市社会福祉協議会	0185-23-2772 9:00~17:00	男鹿市船川港船川字片田74	-
湯沢市社会福祉協議会	0183-73-8696 8:30~17:30	湯沢市古館町4-5	日直対応
鹿角市社会福祉協議会	0186-23-2165 8:30~17:15	鹿角市花輪字下花輪50	-
由利本荘市社会福祉協議会	0184-23-5519 8:30~17:15	由利本荘市瓦谷地1	-
潟上市社会福祉協議会	018-877-2677 8:30~17:30	潟上市飯田川下虻川字ハツ口70	-
大仙市社会福祉協議会	0187-63-0277 8:30~17:15	大仙市大曲通町1-14	-
北秋田市社会福祉協議会	0186-69-8025 8:30~17:30	北秋田市花園町16-1	8:30~17:30
にかほ市社会福祉協議会	0184-32-3020 8:30~17:30	にかほ市平沢字八森31-1	-
仙北市社会福祉協議会	0187-52-1624 8:30~17:15	仙北市角館町小勝田間野54-5	-
小坂町社会福祉協議会	0186-29-3221 8:30~17:30	小坂町小坂字上前田7-1	-
上小阿仁村社会福祉協議会	0186-77-3057 9:00~17:30	上小阿仁村小沢田字向川原80	-
藤里町社会福祉協議会	0185-79-2848 8:30~17:15	藤里町藤琴字三ツ谷脇40	日直対応 8:30~17:15
三種町社会福祉協議会	0185-83-4861 8:30~17:15	三種町森岳字上台93-5	転送電話で 対応
八峰町社会福祉協議会	0185-77-3551 8:30~17:15	八峰町八森字橋台112番地	-
五城目町社会福祉協議会	018-852-5192 8:30~17:15	五城目町西磯ノ目1-6-10	-
八郎潟町社会福祉協議会	018-875-3871 8:30~17:30	八郎潟町字家ノ後23-3	-
井川町社会福祉協議会	018-874-2611 8:30~17:15	井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1	-
大瀧村社会福祉協議会	0185-45-2663 8:30~17:00	大瀧村字北1-3	-
美郷町社会福祉協議会	0187-85-2294 8:30~17:30	美郷町土崎字上野乙6-1	職員の手携電話に 転送(24時間)
羽後町社会福祉協議会	0183-62-5313 8:30~17:00	羽後町林崎字五林坂21-1	-
東成瀬村社会福祉協議会	0182-47-2700 8:30~17:15	東成瀬村田子内字仙人下30-1	-



ユタカな国へ

美の国秋田ネット

秋田県公式Webサイト

秋田県の情報を紹介するサイト。秋田県庁各課の情報を検索することができます。(URL <http://www.pref.akita.lg.jp/>)

美の国あきたネット

検索

あきた子育て情報

いっしょにねっと。

子育て中の皆さんに役立つ情報を掲載しています。

(URL <http://common3.pref.akita.lg.jp/kosodate>)

いっしょにねっと。

検索



©2015秋田県んだッチH290248

平成30年3月発行

制作 / 秋田県健康福祉部 地域・家庭福祉課

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

電話018-860-1314

FAX018-860-3844